

姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例施行規則

平成21年 6月29日

姫路市規則第 44 号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例（平成21年姫路市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第一種住居地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域をいう。
- (2) 第二種住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第二種住居地域をいう。
- (3) 準住居地域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する準住居地域をいう。

(住宅密集地)

第3条 条例第3条第3号の規則で定める住宅密集地は、商業地域に近接し、かつ、その区域の大部分が第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域である本市の町の人口密度の平均値と同等又はそれ以上の人口密度がある区域とする。

(建築等の同意申請書類等)

第4条 条例第4条第2項の規則で定める書類は、別表第1に定める書類とする。

2 条例第4条第4項の規定による通知は、ホテル等建築等同意（不同意）通知書により行うものとする。

(標識の設置等)

第5条 条例第6条第1項の規定による標識の設置は、様式第1号に定めるホテル等建築等計画概要標識に必要な事項を記載して行うものとする。

2 条例第6条第4項の規定による関係住民への説明に係る報告は、ホテル等建築等説明実施報告書に当該説明を行うために使用し、又は配布した書類及び図面を添付して行うものとする。

(中止命令等)

第6条 条例第8条の規定による命令は、ホテル等建築等是正措置命令書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(公表)

第7条 条例第9条第1項の規定による公表は、市の広報誌に掲載する方法等により行うものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第10条第2項に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証明書は、立入調査員証(様式第3号)とする。

(審議会の組織等)

第9条 条例第11条第1項の姫路市ホテル等建築審議会(以下「審議会」という。)は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、建築、法律又は生活環境の分野に関し優れた知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員長は、会務を統括する。

6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審議会の会議等)

第10条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に学識経験者、関係職員等の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 審議会の庶務は、都市局において処理する。

(構造設備基準)

第11条 条例別表第2項及び第3項に規定する規則で定めるロビー及び食堂の床面積は、別表第2に定める面積とする。

2 条例別表第6項の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 過度の装飾又は突起物を設けていないこと。

(2) 基調となる色は、けばけばしくならないものとし、その範囲は、マンセル色票系において、おおむね次のとおりとすること。

ア R(赤)系又はYR(橙)系の色相を使用する場合は、彩度6以下であること。

イ Y(黄)系の色相を使用する場合は、彩度4以下であること。

ウ その他の色相を使用する場合は、彩度2以下であること。

(3) 過度の照明設備を設けたものでないこと。

(4) ネオン管が露出しているネオンを用いたものでないこと。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。

2 最初に開かれる会議は、第10条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成28年3月18日規則第15号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

No.	図書の種類	明示すべき事項	縮尺	着色等の表示
1	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	2500分の1以上	用途地域を色分けすること。
2	標識設置写真	標識に記載されている文章を鮮明に読み取ることができるもの及び設置状況がわかるもの		
3	建築物用途別 周囲現況図	届出に係る建築物の敷地境界線 周囲から200メートル以内 にある建築物の用途及び配置状況	2500分の1以上	敷地の周囲200メートル以内の建築物を用途別に色分けすること。
4	配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、届出に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 ・駐車場及び駐車区画 ・玄関の位置及び幅 ・外壁の構造及び高さ 	100分の1 又は200分の1	
5	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積（客室にあっては定員）並びに主要部分の寸法	100分の1	
6	客室平面 詳細図	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺、方位、構造及び主要部分の寸法 ・客室ごとの定員及び面積並びに寝室面積 	50分の1	
7	立面図	縮尺及び開口部の位置	100分の1	外部仕上げ（屋外広告物を含む。）に関し、マンセル色票系に基づく色相及び彩度を記入すること。
8	断面図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ、全体の高さ並びに軒及びひさしの出	100分の1	
9	完成予想図	外観の意匠及び色彩		色彩付きとすること。
10	屋外広告物関係図	意匠、形態及び色彩		色彩付きとすること。

別表第2（第11条関係）

収容人員	床面積	
	ロビー	食堂
30人以下	30平方メートル以上	30平方メートル以上
31人から50人	40平方メートル以上	40平方メートル以上
51人以上	50平方メートル以上	50平方メートル以上

(注) 1 床面積は、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積とする。

2 客室総数の2分の1以上が和室であるホテル等で、広間を専ら飲食の用に供するもの
 にあつては、当該広間を食堂とみなすことができる。

様式第1号（第5条関係）

90センチメートル以上			
ホテル等建築等計画概要標識			
ホテル等の名称			
建築等の位置	姫路市		
建築等種別			
建築物の構造		敷地面積	㎡
階数	地上階	建築面積	㎡
	地下階	延べ面積	㎡
高さ	m	客室総数	室
建築主	住所 氏名		
設計者	住所 氏名	電話	
工事施工者	住所 氏名	電話	
工事着工予定	年 月 日（予定）		
標識の設置日	年 月 日		
～近隣住民のみなさんへ～			
この標識は、姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例第6条の規定に基づき設置したものです。			
この建築計画に対して、近隣住民のみなさんは、上記の条例第6条に基づき、建築主に対して説明を求めることができます。			
説明を求められる場合は下記へ連絡をしてください。			
連絡先	住所	氏名	電話

- (注) 1 地色は、白色とすること。
 2 文字及び線は、黒色とすること。
 3 表示は、日光でたい色したり、雨で消えたりしない塗料を用いて、鮮明に行うこと。
 4 表示板は、風雨等で破損し、又は倒壊しない材料及び構造により設置すること。
 5 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 6 標識は、地面からその下端までの高さがおおむね1メートルとなるよう設置すること。

ホテル等建築等是正措置命令書

年 月 日

様

姫路市長

あなたが、建築等をしようとし、又は建築等をしたホテル等について、姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例の規定に違反しているため、同条例第8条の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう命じます。

ホテル等の名称	
建築等位置	
必要な措置	
履行期限	年 月 日

- (注) 1 本件命令に従わない場合、姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例に基づき、その事実を公表する場合があります。また、同条例に基づき懲役又は罰金に処せられる場合があります。
- 2 この決定に不服のある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に姫路市長に対して審査請求をすることができます。
- 3 この決定の取消しを求める訴えは、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に姫路市を被告として（姫路市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、上記2の審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 4 上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 5 正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号（第8条関係）

（表面）

5
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

第 号
立 入 調 査 員 証
所属
氏名
上記の者は、姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する 条例第10条第1項の規定による立入調査を行うことが できる職員であることを証明する。
年 月 日
姫路市長 印

8センチメートル

（裏面）

姫路市ホテル等の建築等の適正化に関する条例（抜粋）

（立入調査）

第10条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、規制対象建築等の現場又は建築、修繕若しくは模様替が行われたホテル等及びその敷地若しくは用途の変更により設けられたホテル等及びその敷地に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 略

（罰則）

第13条 略

2 第10条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は10万円以下の罰金に処する。